運用報告書の適正性に関する確認書

2020年3月19日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長　殿

本店所在地	東京都港区新橋一丁目18番1号
不動産投資信託証券発行者名	日本リート投資法人
	（コード：3296　）
代表者の役職・氏名 （署名）	執行役員　杉田俊夫

本投資法人の執行役員である杉田俊夫は、本投資法人の2019年7月1日から2019年12月31日までの第15期営業年度の運用報告書の提出時点において、当該運用報告書における投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号）第71条から第75条までの規定に基づく記載に関して不実の記載がないものと認識しております。私が不実の記載がないと認識するに至った理由は、下記のとおりです。

記

1. 本投資法人の仕組みについて

本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。）（以下「投信法」といいます。）に基づいて設立された投資法人です。本投資法人は、資産の運用に係る業務等を双日リートアドバイザーズ株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）に、資産の保管に係る業務、投資主名簿等管理事務並びに機関運営、計算、会計帳簿の作成等に関する一般事務を三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（以下「一般事務受託者」といいます。）にそれぞれ委託しております。また、本投資法人の会計監査人は有限責任 あずさ監査法人です。

2. 資産運用報告の作成プロセス

第15期における資産運用報告は、当該資産運用報告の作成及び提出の業務の委託を受けた本資産運用会社にて、一般事務受託者が作成した会計帳簿を元に、投信法等に規定された様式及び記載表現に従い、その他本資産運用会社が把握している投資主の皆様の投資判断に必要である情報等を加味した上で、原案を作成しております。

作成された原案については、法律に係る記載内容は法律事務所による助言及び適法性の確認を、税務に係る記載内容は税理士法人による助言及び適切性の確認を受けるとともに、会計に係る記載内容については会計監査人の監査を受けた上で、本資産運用会社の取締役会での承認を経て、投信法第131条第2項の規定に基づき、本投資法人の役員会での承認を受けています。

3. 不実の記載がないと認識するに至った理由

① 一般事務受託者により適切に作成、提出された会計帳簿に基づき、本資産運用会社にて本投資法人の経理規程等に沿った合理的なものであることを確認した上で、当該資産運用報告が作成されていることを確認していること。

② 資産運用報告の作成にあたっては、投信法、投資法人の計算に関する規則、金融商品取引法等の関係法令に関して、本投資法人の法律顧問であるアンダーソン・毛利・友常法律事務所の助言及び適法性の確認を受けていること。

③ 税務に係る記載内容については、ＫＰＭＧ税理士法人による助言及び適切性の確認を受けていること。

④ 本投資法人の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人より、会計に係る記載内容について投信法第 130 条に規定される会計監査を受け、その結果、重要な指摘事項がないことを確認し、かつ、監査報告書を受領していること。

⑤ 資産運用報告を適正に作成するため、本投資法人に関する重要な事項については、適宜、本資産運用会社から本投資法人役員会に報告を受けるとともに、当該報告内容と当該資産運用報告に記載されている事項に相違がないことを確認していること。

⑥ 本投資法人及び本資産運用会社において、本投資法人の業務運営が十分に実施されるための内部管理体制が適切に構築・維持されていること及びその有効性について確認していること。

以　上